

沖縄工業高等専門学校学則

改正

改正	{	平成16年 4月 1日
		学 則 第 1 号
		平成19年 3月30日
		学 則 第 1 号
		平成20年 3月31日
		学 則 第 1 号
		平成20年 8月20日
		学 則 第 2 号
		平成21年 2月18日
		学 則 第 1 号
		平成22年 3月17日
		学 則 第 1 号
		平成22年12月15日
		学 則 第 2 号
		平成23年 7月20日
		学 則 第 1 号
		平成24年 3月14日
		学 則 第 1 号
		平成25年 2月20日
		学 則 第 1 号
		平成26年 3月12日
		学 則 第 1 号
		平成27年 2月18日
		学 則 第 1 号
		平成28年 2月26日
		学 則 第 1 号
		平成29年 3月15日
		学 則 第 1 号
		平成29年 9月13日
		学 則 第 2 号
		平成29年10月18日
		学 則 第 3 号
平成31年 3月13日		
学 則 第 1 号		
令和 元年 6月12日		
学 則 第 2 号		
令和 2年 3月12日		
学 則 第 1 号		
令和 2年 3月31日		
学 則 第 2 号		
令和 3年 2月17日		
学 則 第 1 号		
令和 3年 3月17日		
学 則 第 2 号		

令和 3年 4月 21日
 学 則 第 3 号
 令和 3年 10月 21日
 学 則 第 4 号
 令和 4年 1月 19日
 学 則 第 1 号
 令和 4年 2月 16日
 学 則 第 1 号
 令和 4年 2月 16日
 学 則 第 2 号
 令和 4年 3月 16日
 学 則 第 3 号
 令和 5年 3月 16日
 学 則 第 1 号
 令和 5年 4月 19日
 学 則 第 2 号
 令和 6年 2月 21日
 学 則 第 1 号
 令和 6年 3月 8日
 学 則 第 2 号
 令和 6年 4月 17日
 学 則 第 3 号
 令和 6年 10月 23日
 学 則 第 4 号
 令和 6年 11月 13日
 学 則 第 5 号
 令和 7年 1月 15日
 学 則 第 1 号
 令和 7年 2月 19日
 学 則 第 2 号

目次

- 第1章 本校の理念及び目的（第1条－第1条の2）
- 第2章 教育研究水準の向上（第2条－第4条）
- 第3章 組織（第5条－第11条の5）
- 第4章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻（第12条－第16条）
- 第5章 教育課程等（第17条－第23条）
- 第6章 入学、転科、休学、転学、留学及び卒業（第24条－第40条）
- 第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第41条－第49条）
- 第8章 外国人留学生（第50条）
- 第9章 研究生、聴講生及び特別聴講生、科目等履修生（第51条－第53条）
- 第10章 学生準則及び賞罰（第54条－第57条）
- 第11章 専攻科（第58条－第68条）
- 第12章 学生寮（第69条）
- 第13章 公開講座（第70条）
- 第14章 観光・地域共生デザインコース（第71条）

附則

第1章 本校の理念及び目的

(理念)

第1条 沖縄工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、人々に信頼され、開拓精神あふれる技術者の育成により、社会の発展に寄与することを理念とする。

(目的)

第1条の2 本校は、教育基本法、学校教育法及び独立行政法人国立高等専門学校機構法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第2章 教育研究水準の向上

(自己評価等)

第2条 本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

3 本校は、第1項の点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を行うものとする。

(情報の積極的な提供)

第3条 本校は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(教員組織の活性化及び教育研究の充実)

第4条 本校は、教員組織の活性化及び教育研究の充実を図るため、柔軟かつ機能的な体制を整備するとともに教員の教育能力や業績の客観的な評価に努めるものとする。

第3章 組織

(学科、学級、入学定員及び収容定員)

第5条 本校に、次の学科を置く。

機械システム工学科

情報通信システム工学科

メディア情報工学科

生物資源工学科

2 前項の学科の1学年の学級数、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	学 級 数	入 学 定 員	収 容 定 員
機 械 シ ス テ ム 工 学 科	1	40 人	200 人
情 報 通 信 シ ス テ ム 工 学 科	1	40 人	200 人
メ デ ィ ア 情 報 工 学 科	1	40 人	200 人
生 物 資 源 工 学 科	1	40 人	200 人
計	4	160 人	800 人

3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときには、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

- 4 本校に置く各学科の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的については、別に定める。

(職員)

第6条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(参与の会)

第7条 本校に、本校の管理運営、教育研究について助言又は勧告を行う組織として、参与の会を置く。

(副校長)

第8条 本校に、副校長を置く。

- 2 副校長は、校長の命を受け、校長を補佐するとともに、必要に応じて校長の代理を務める。

(校長特別補佐)

第8条の2 本校に、校長が必要と認めた特命事項に係る業務を担当する校長特別補佐を置くことができる。

- 2 校長特別補佐は、校長を補佐するとともに、必要に応じて副校長の担当する校務の支援を行うことができる。

(主事)

第9条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

- 2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
4 寮務主事は、校長の命を受け、学生寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事務部)

第10条 本校に、庶務、会計及び学生の厚生補導に関する事務を処理するために事務部を置く。

(技術支援室)

第11条 本校に、技術に関する教育研究活動等を支援し、教育研究等に関する技術的専門業務を組織的かつ効率的・効果的に処理するために技術支援室を置く。

- 2 技術支援室に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第11条の2 本校に、図書館を置く。

- 2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(多文化共生・国際交流推進本部)

第11条の3 本校に、多文化共生・国際交流推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

- 2 推進本部に、次の各号に掲げるセンターを置く。

- (1) 日本語・日本文化教育センター
- (2) 留学生センター
- (3) グローカル連携推進センター
- (4) 国際共同研究推進センター

3 推進本部及び推進本部の各センターに関し必要な事項は、別に定める。

(センター)

第11条の4 本校に、次に掲げるセンターを置く。

- (1) 情報処理センター
- (2) 地域連携研究推進センター
- (3) キャリア教育センター
- (4) 広報センター
- (5) 専門共通教育センター

2 各センターに関し必要な事項は、別に定める。

(学生相談・支援室)

第11条の5 本校に、学生の心理的な問題や学生生活上の問題に対応するため、学生相談・支援室を置く。

2 学生相談・支援室に関し必要な事項は、別に定める。

(教学IR室)

第11条の6 本校に、体系的で組織的な教育の展開、教育及び学修の質の向上に向けた改善並びに総合的・組織的な学生支援を実施するための基盤となる情報の収集、分析をするため、教学IR室を置く。

2 教学IR室に関し必要な事項は、別に定める。

(内部組織)

第11条の7 第7条から第11条の6までに規定するもののほか、本校の内部組織については、別に定める。

第4章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限及び在学期間)

第12条 修業年限は、5年とする。ただし、9年を超えて在学することはできない。

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第14条 学年を次の学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合には、校長は、学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振替えることがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 開校記念日 4月10日
- (4) 春季休業 4月1日から4月6日まで
- (5) 夏季休業 8月21日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

(7) 学年末休業 3月25日から3月31日まで

(8) 慰霊の日 6月23日

(9) 体験的学習活動等休業日

2 前項に規定する休業日のほか、校長は、臨時の休業日をその都度定めることができる。

(授業終始の時刻)

第16条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第5章 教育課程等

(1年間の授業期間)

第17条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業科目)

第18条 授業科目は、一般科目及び学科ごとの専門科目とする。

(教育課程の編成)

第19条 本校の教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。

2 授業科目及びその単位数並びに修得単位数は、一般科目にあつては別表第1、専門科目にあつては別表第2のとおりとする。

3 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は標準50分とする。第7項において同じ。）の履修を1単位として計算するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

6 前3項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

7 特別活動は、第1学年から第3学年までの各学年毎に30単位時間計90単位時間とする。

8 資格試験取得に関しては特別学修一般、特別学修専門として単位を認めることがある。ただし、卒業要件単位には含めないものとする。その他資格試験取得に関し必要な事項は、別に定める。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第20条 校長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第21条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、

単位の修得を認定することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定は、第37条に定める留学をする場合に準用する。

(各学年の課程の修了又は卒業の認定)

第22条 各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

- 2 成績の評価及び課程修了、卒業の認定に関し必要な事項は別に定める。

(再履修)

第23条 前条第1項の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る所定の授業科目を再履修するものとする。

第6章 入学、転科、休学、転学、留学及び卒業

(入学資格)

第24条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校又は義務教育学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了したもの
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜、入学の許可)

第25条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

- 2 校長は、前項の選抜方法によるほか入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、当該出身学校の長から送付された調査書を主な資料として入学者の選抜を行う。
- 3 校長は、前2項の選抜方法によるほか入学定員の一部について、本人の志望理由書に基づき、学力検査を免除し、調査書及び専門実習等を主な資料として入学者の選抜を行う。
- 4 校長は、前3項により選抜した者で、第42条に規定する入学料を納付した者又は入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者に対して、入学を許可する。

第26条 第1学年の途中、又は第2学年以上に入学を志望する者があるときは、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた場合に限り、前条の規定に準じて相当学年に入学を許可することがある。

第27条 他の高等専門学校から転入学を志望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転入学を許可することがある。

- 2 前項に関し必要な事項は別に定める。

第28条 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書その他校長が定めた書類を提出しなければならない。

- 2 前項の手続きを終了しない者があるときは、校長は、その者の入学の許可を取り消すこと

がある。

(転科)

第29条 転科を希望する者があるときは、校長は、学年の始めにおいて選考の上、第3学年までに限り、転科を許可することがある。

(休学)

第30条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、4か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

3 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

4 休学期間は、第12条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第31条 休学した者は、休学の事由がなくなったときは、校長の許可を受けて、復学するものとする。

(出席停止)

第32条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学)

第33条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

第34条 削除

(再入学)

第35条 第33条の規定により退学した者又は除籍された者で再入学を志望する者があるときは、校長は、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

(転学等)

第36条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第37条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、60単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第38条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 卒業をするためには、別表第3に定める単位数を修得しなければならない。

(学年の途中の課程修了及び卒業)

第39条 校長は、特別な必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第13条に規定する

学年の途中においても、学期の区分に従い、各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

(称号)

第40条 前2条により卒業した者は、準学士と称することができる。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第41条 入学を志願する者は、願書提出時に、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第42条 入学しようとする者は、入学のための所要の手続きを行うときに入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第43条 学生は、授業料を前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては4月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納付することができる。

第44条 学年の中途において入学又は復学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学又は復学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学又は復学の日の属する月に納付するものとする。

第45条 学年の中途において退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料を、それぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第46条 学生寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、寄宿料を納付するものとする。

(入学料、授業料又は寄宿料の減免及び徴収猶予)

第47条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額若しくは半額を免除することがある。

2 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合若しくは入学前1年前以内において、学資負担者が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合、その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料を徴収猶予することがある。

3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡等その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

- 4 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には寄宿料の全部を免除することがある。
- 5 前4項に関し必要な事項は、別に定める。

(検定料等の額)

第48条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）に定める額とする。

(既納の検定料等の取扱い)

第49条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前期分授業料の徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額を、及び入学を許可されたときに授業料を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合には、既納の授業料相当額を、その者の申出により返還する。

第8章 外国人留学生

(外国人留学生)

- 第50条** 外国人で、本校に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として、入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生は、定員外とすることができる。
 - 3 外国人留学生には、別に定めるもののほか、本学則を準用する。

第9章 研究生、聴講生及び特別聴講生、科目等履修生

(研究生)

- 第51条** 本校において、特定の専門事項についての研究を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生及び特別聴講生)

- 第52条** 本校において、特定の授業科目についての聴講を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。
- 2 学校間相互単位互換に基づいて、本校が開設する授業科目のうち特定の科目について聴講を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障のない場合に限り選考の上、特別聴講生として入学を許可することがある。
 - 3 聴講生及び特別聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

- 第53条** 本校において、特定の授業科目についての履修を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障のない場合に限り、校長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を認定することがある。
- 2 科目等履修生が履修した単位は、判定の上、その科目を修得したものとして認定する。
 - 3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 学生準則及び賞罰

(学生準則)

- 第54条** 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

ない。

(表彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することがある。

(懲戒)

第56条 校長は、教育上必要があるときには、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒をすることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 停学の期間は、在学期間に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学の期間が短期（1か月以下）又は校長が特に認めた場合には、修業年限に算入することができる。

(除籍)

第57条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第30条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 第12条に規定する在学期間を超えた者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (5) 第47条に規定する入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理され、免除又は徴収猶予を不許可とされた者並びに半額免除又は徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第11章 専攻科

(設置)

第58条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第59条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工学に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、豊かな人間性と国際性を持ち、実践性・創造性を兼ね備え複合領域にも対応できる幅広い視野を身につけ、課題設定・解決能力に優れ柔軟な思考ができる高度開発型の技術者を育成することを目的とする。

(専攻及び入学定員)

第60条 専攻科の専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員	収容定員
創 造 シ ス テ ム 工 学 専 攻	24人	48人

2 前項の専攻に学位申請区分に対応した「機械システム工学」、「電子通信システム工学」、「情報工学」及び「生物資源工学」のコースを置く。

3 専攻科に在籍する学生は、前項に規定するコースのうちいずれか一つのコースに所属しなければならない。

(連携教育プログラム)

第60条の2 大学と連携して、それぞれ強みを持つ教育資源を有効に活用しつつ、教育内容

の高度化を図ることを目的に、以下の連携教育プログラムを実施する。

連携大学	連携教育プログラムの名称
九州大学	九州大学工学部・九州沖縄9高専連携教育プログラム

- 2 連携教育プログラムは、専攻科に在籍する学生が履修することができる。
- 3 連携教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(修業年限及び在学期間)

第61条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第62条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入することができるもの
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (7) その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜、入学の許可)

第63条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜を行う。

- 2 校長は、前項により選抜した者で、第42条に規定する入学料を納付した者又は入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者に対して、入学を許可する。

(教育課程)

第64条 専攻科の授業科目及び単位数は、別表第4のとおりとする。ただし、第60条の2に定める連携教育プログラムの授業科目及び単位数は、別表第5のとおりとする。

- 2 授業科目の単位計算方法は、1単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号の基準によるものとする。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(休学の期間)

第65条 専攻科学学生の休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

- 2 休学の期間は、第61条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(修了)

第66条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者につ

いては、修了を認定する。

2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

(準用規定)

第67条 専攻科においては、第13条から第17条まで、第20条、第21条、第28条、第30条第1項及び第2項、第31条から第33条まで、第35条、第37条、第41条から第49条まで、第51条から第57条までの規定を準用する。この場合において、第20条中「60単位」とあるのは「8単位」と、第21条第2項中「60単位」とあるのは「8単位」と、第37条第1項及び第2項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学等」と、同条第2項中「60単位」とあるのは「8単位」と、第57条第2号中「第30条」とあるのは「第65条」と、同条第3号中「第12条」とあるのは「第61条」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 第60条の2に規定する連携教育プログラムの履修学生が連携大学で修得した単位数は、前項の規定により読み替えた第21条第2項の「8単位」には含めないものとする。

(その他)

第68条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は別に定める。

第12章 学生寮

(学生寮)

第69条 本校に、学生寮を置く。

2 学生寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第70条 本校に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 観光・地域共生デザインコース

(観光・地域共生デザインコース)

第71条 本校に、観光・地域共生デザインコースを置く。

2 観光・地域共生デザインコースに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 沖縄工業高等専門学校管理運営に関する学則（平成14年学則第1号）は、廃止する。

附 則（平19.3.30学則第1号）

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際に在学する者の第19条第2項に定める授業科目及びその単位数並びに修得単位数の改正に伴う移行措置については、別に定める。

附 則（平20.3.31学則第1号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平 2 0 . 8 . 2 0 学則第 2 号）

この学則は、平成 2 0 年 8 月 2 0 日から施行し、平成 1 9 年 1 2 月 1 日から適用する。

附 則（平 2 1 . 2 . 1 8 学則第 1 号）

この学則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 2 . 3 . 1 7 学則第 1 号）

この学則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 2 . 1 2 . 1 5 学則第 2 号）

- 1 この学則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 5 条第 3 項の規定は、平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日から適用する。
- 2 平成 2 2 年度以前の入学者にあっては、第 1 9 条第 2 項に定める授業科目及びその単位数並びに修得単位数の改正に伴う移行措置について、別に定める。

附 則（平 2 3 . 7 . 2 0 学則第 1 号）

この学則は、平成 2 3 年 7 月 2 0 日から施行し、平成 2 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平 2 4 . 3 . 1 4 学則第 1 号）

この学則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 5 . 2 . 2 0 学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 4 年度以前に入学した者の教育課程の取扱いが校長が別に定める。

附 則（平 2 6 . 3 . 1 2 学則第 1 号）

この学則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 7 . 2 . 1 8 学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 2 7 年 2 月 1 8 日から施行する。ただし、別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 の改正規定は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 の規定は、平成 2 7 年度に入学する者から適用し、平成 2 6 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平 2 8 . 2 . 2 6 学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 2 8 年 2 月 2 6 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 2 8 年度に入学する者から適用し、平成 2 7 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平 2 9 . 3 . 1 5 学則第 1 号）

この学則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 9 . 9 . 1 3 学則第 2 号）

- 1 この学則は、平成 2 9 年 9 月 1 3 日から施行する。ただし、別表第 4 の改正規定は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、平成 3 0 年度に入学する者から適用し、平成 2 9 年度以前に

入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平 2 9． 1 0． 1 8 学則第 3 号）

この学則は、平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日から施行する。

附 則（平 3 1． 3． 1 3 学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 3 1 年 3 月 1 3 日から施行する。ただし、別表第 2 及び別表第 4 の改正規定は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 及び別表第 4 の規定は、平成 3 1 年度に入学する者から適用し、平成 3 0 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令 元． 6． 1 2 学則第 2 号）

この学則は、令和元年 6 月 1 2 日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 2． 3． 1 2 学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和 2 年 3 月 1 2 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 3 の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、令和 2 年度に入学する者から適用し、平成 3 1 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令 2． 3． 3 1 学則第 2 号）

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 3． 2． 1 7 学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 の規定は、令和 3 年度に入学する者から適用し、令和 2 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令 3． 3． 1 7 学則第 2 号）

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行後、最初に任命される第 8 条に規定する副校長の任期は、沖縄工業高等専門学校運営組織規則第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則（令 3． 4． 2 1 学則第 3 号）

この学則は、令和 3 年 4 月 2 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 3． 1 0． 2 1 学則第 4 号）

この学則は、令和 3 年 1 0 月 2 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令 4． 1． 1 9 学則第 1 号）

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1、別表第 2 及び別表第 4 の規定は、令和 4 年度に入学する者から適用し、令和 3 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令 4． 2． 1 6 学則第 1 号）

この学則は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令４．２．１６学則第２号）

この学則は、令和４年２月１６日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則（令４．３．１６学則第３号）

この学則は、令和４年３月１６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令５．３．１４学則第１号）

- 1 この学則は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 この学則の施行後、最初に任命される第８条に規定する副校長の任期は、沖縄工業高等専門学校運営組織規則第３条第２項の規定にかかわらず、令和６年３月３１日までとする。
- 3 改正後の別表第４の規定は、令和５年度に入学するものから適用し、令和４年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令５．４．１９学則第２号）

この学則は、令和５年４月１９日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則（令６．２．２１学則第１号）

- 1 この学則は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この学則の施行後、最初に任命される第８条に規定する副校長の任期は、沖縄工業高等専門学校運営組織規則第３条第２項の規定にかかわらず、令和８年３月３１日までとする。

附 則（令６．３．８学則第２号）

- 1 この学則は、令和６年３月８日から施行する。ただし、別表第１から別表第４の改正規定は令和６年４月１日から施行する。
- 2 改正後の別表第１の規定は、令和６年度に入学する者から適用し、令和５年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（令６．４．１７学則第３号）

この学則は、令和６年４月１７日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則（令６．１０．２３学則第４号）

この学則は、令和６年１０月２３日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則（令６．１１．１３学則第５号）

この学則は、令和６年１１月１３日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則（令７．１．１５学則第１号）

この学則は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令７．２．１９学則第２号）

この学則は、令和７年４月１日から施行する。

別表第1
一般科目

授業科目				単位数	区分	学 年 別 配 当										備 考	
						1年		2年		3年		4年		5年			
						単位	期間	単位	期間	単位	期間	単位	期間	単位	期間		
必修	国語	国語Ⅰ	2	講義	2	通											
		国語Ⅱ	2	講義			2	通									
		国語Ⅲ	2	講義					2	通							
		文学概論	2	講義							2	半			学修単位		
		日本語表現	2	講義							2	半			学修単位		
	英語	English ComprehensionⅠ	2	演習	2	通											
		English ComprehensionⅡ	2	演習			2	通									
		English ComprehensionⅢ	2	演習					2	通							
		English ComprehensionⅣ	2	演習							2	半			学修単位		
		English CommunicationⅠ	1	演習	1	半											
		English CommunicationⅡ	1	演習			1	半									
		English SkillsⅠ	2	演習	2	通											
		English SkillsⅡ	2	演習			2	通									
		English SkillsⅢ	2	演習					2	通							
		English SkillsⅣ	2	演習							2	半			学修単位		
		English SkillsⅤ	2	演習									2	半	学修単位		
		英語演習	2	演習							2	半			学修単位		
	社会科学	歴史学概論	2	講義			2	通									
		地理学概論	2	講義					2	通							
		地域文化論	2	講義							2	半			学修単位		
		技術者倫理	2	講義									2	半	学修単位		
		現代社会	1	講義	1	半											
	数学	基礎数学Ⅰ	4	講義	4	通											
		基礎数学Ⅱ	4	講義	4	通											
		微積分Ⅰ	4	講義			4	通									
		微積分Ⅱ	4	講義					4	通							
		線形代数	2	講義			2	通									
		確率・統計	2	講義							2	半			学修単位		
	自然科学	物理Ⅰ	2	講義	2	通											
		物理Ⅱ	2	講義			2	通									
		化学	2	講義・演習	2	通											
		生物と環境	2	講義			2	通							生物・環境分野		
		地球科学概論	2	講義							2	半			学修単位		
	健康科学	スポーツ実技Ⅰ	2	実技	2	通											
		スポーツ実技Ⅱ	2	実技			2	通									
		スポーツ実技Ⅲ	1	実技					1	半							
		健康科学	1	演習・講義					1	半							
	修 得 単 位 計			77		22		21		14		16		4			
選択	日本語Ⅰ※	2	講義・演習					2	通					※外国人留学生科目			
	日本語Ⅱ※	2	講義・演習							2	半			※外国人留学生科目、学修単位			
	日本事情Ⅰ※	2	講義・演習					2	通					※外国人留学生科目			
	日本事情Ⅱ※	2	講義・演習							2	半			※外国人留学生科目、学修単位			
	開 設 単 位 計		0		0		0		0		0		0	本校以外の教育施設に於ける学修単位および資格試験は含まない			
	修 得 単 位 計		0		0		0		0		0		0				
開 設 単 位 合 計			77		22		21		14		16		4				
修 得 単 位 合 計			77		22		21		14		16		4				

* 特別学修一般として資格試験を単位として認めることがある。ただし、卒業要件単位には含まない。(詳細は別に定める)

別表第2
機械システム工学科

授 業 科 目		単位数	区分	学 年 別 配 当										備 考	
				1年		2年		3年		4年		5年			
				単位	期間	単位	期間	単位	期間	単位	期間	単位	期間		
必修	全学科共通専門科目	沖縄高専セミナー	2	講義	2	通									
		創造演習	2	演習			2	通							
		産業創造セミナー	2	講義・演習					2	通					
		インターンシップ	3	実習							3	通			
		情報技術の基礎Ⅰ	2	講義	2	通									
		情報技術の基礎Ⅱ	2	講義			2	通							
		プログラミングⅠ	2	講義・演習	2	通									
		プログラミングⅡ	2	講義・演習			2	通							
	基盤科目群	応用プログラミング	2	講義・演習					2	通					
		応用数学Ⅰ	2	講義							2	半			学修単位
		応用数学Ⅱ	2	講義									2	半	学修単位
		材料力学Ⅰ	2	講義・演習					2	半					学修単位
		材料力学Ⅱ	2	講義・演習					2	半					学修単位
		材料力学Ⅲ	2	講義・演習							2	半			学修単位
		流体力学Ⅰ	2	講義							2	半			学修単位
		流体力学Ⅱ	2	講義							2	半			学修単位
		機械力学Ⅰ	2	講義							2	半			学修単位
		機械力学Ⅱ	2	講義・演習							2	半			学修単位
		熱力学Ⅰ	2	講義・演習							2	半			学修単位
		熱力学Ⅱ	2	講義・演習									2	半	学修単位
	機械設計群	機械製図学Ⅰ	1	講義・実習	1	半									
		機械製図学Ⅱ	1	講義・実習			1	半							
		機械設計学	1	講義・実習					1	半					
		総合構造設計	2	講義・演習							2	半			学修単位
		CAD・CAMⅠ	2	演習					2	通					
		CAD・CAMⅡ	2	演習							2	半			学修単位
		機械材料Ⅰ	1	講義			1	半							
		機械材料Ⅱ	1	講義					1	半					
		材料科学	2	講義							2	半			学修単位
		伝熱工学	2	講義									2	半	学修単位
	システム制御群	ロボット制御概論	1	講義	1	半									
		電気・電子工学	2	講義・演習					2	通					
		制御工学	2	講義							2	半			学修単位
		メカトロニクス工学Ⅰ	2	講義									2	半	学修単位
		計測工学	2	講義									2	半	学修単位
	共通群	機械システム工学実習Ⅰ	3	講義・実習	3	通									
		機械システム工学実習Ⅱ	4	講義・実習			4	通							
		機械システム工学実習Ⅲ	2	講義・実習					2	半					
		機械システム工学実験Ⅰ	4	実験							4	通			
		機械システム工学実験Ⅱ	2	実験									2	半	
		機械システム工学演習	2	講義・演習							2	半			学修単位
		卒業研究	8	実験									8	通	
	修 得 単 位 計		90		11		12		16		31		20		
選択	科目群	応用物理	1	講義							1	半			
		化学Ⅱ	1	講義							1	半			
	設計群	CAE	1	講義									1	半	
		エネルギー工学	1	講義									1	半	
	システム制御群	メカトロニクス工学Ⅱ	1	講義									1	半	
		システム制御論	1	講義									1	半	
		知能制御論	1	講義							1	半			
	共通群	創造研究*	5	演習	1	通	1	通	1	通	1	通	1	通	*各学年毎に単位取得可 (最大5単位)
	開 設 単 位 計		12		1		1		1		4		5		
修 得 単 位 計		0		0		0		0		0		0			
開 設 単 位 合 計		102		12		13		17		35		25			
修 得 単 位 合 計		90		11		12		16		31		20			

※ 特別学修専門として資格試験を単位として認めることがある。ただし、卒業要件単位には含めない。(詳細は別に定める)

情報通信システム工学科

授業科目				単位数	区分	学年別配当										備考	
						1年		2年		3年		4年		5年			
						単位	期間	単位	期間	単位	期間	単位	期間	単位	期間		
必修	全学科共通専門科目	沖縄高専セミナー	2	講義	2	通											
		創造演習	2	演習			2	通									
		産業創造セミナー	2	講義・実習					2	通							
		インターンシップ	3	実習							3	通					
		情報技術の基礎Ⅰ	2	講義	2	通											
		情報技術の基礎Ⅱ	2	講義			2	通									
		プログラミングⅠ	2	講義	2	通											
		プログラミングⅡ	2	講義			2	通									
	基礎科目群	離散数学	2	講義									2	半		学修単位	
		応用数学	2	講義							2	半				学修単位	
		電磁気学Ⅰ	2	講義							2	半				学修単位	
		計測工学	2	講義					2	半						学修単位	
		情報通信工学実験基礎	2	実験	2	半											
		情報通信工学実験Ⅰ	2	実験			2	通									
		情報通信工学実験Ⅱ	2	実験					2	通							
		情報通信工学実験Ⅲ	2	実験							2	通					
	情報通信工学群	ネットワークとセキュリティ	2	講義					2	通							
		信号処理	2	講義							2	半				学修単位	
		情報理論	2	講義									2	半		学修単位	
		通信工学Ⅰ	2	講義									2	半		学修単位	
		通信工学Ⅱ	2	講義									2	半		学修単位	
	電気・電子回路工学群	半導体工学	1	講義					1	半							
		電気回路Ⅰ	2	講義			2	通									
		電気回路Ⅱ	2	講義					2	通							
		アナログ電子回路	2	講義					2	通							
		デジタル電子回路	2	講義					2	通							
		電子回路演習	2	演習							2	半				学修単位	
		集積回路工学	4	講義									4	通		学修単位	
		修得単位計	89														
	システム機械群	計算機工学Ⅰ	2	講義	2	通											
		計算機工学Ⅱ	2	講義			2	通									
		コンピュータアーキテクチャ	2	講義					2	半						学修単位	
		制御工学	2	講義							2	半				学修単位	
	ソフトウェア群	ソフトウェア演習	1	演習	1	半											
		応用プログラミングⅠ	2	演習					2	半						学修単位	
		応用プログラミングⅡ	2	演習							2	半				学修単位	
		応用プログラミングⅢ	2	演習									2	半		学修単位	
		データベース	2	講義									2	半		学修単位	
		オペレーティングシステム	2	講義							2	半				学修単位	
	共通群	情報通信総合演習	4	演習							4	通				学修単位	
		卒業研究	8	実験									8	通			
修得単位計		89			11		12		19		23		24				
選択	基礎科目群	化学Ⅱ	1	講義							1	半					
		応用物理	1	講義							1	半					
		電磁気学Ⅱ	1	講義									1	半			
	情報通信工学群	通信法規	1	講義									1	半			
		人工知能とミドルウェア	1	講義							1	半					
	共通群	創造研究*	5	演習	1	通	1	通	1	通	1	通	1	通		*各学年毎に単位取得可 (最大5単位)	
		開設単位計	10		1		1		1		4		3				
		修得単位計	1		0		0		0		1					*4年生もしくは5年生で1単位以上履修すること	
	開設単位合計		99			12		13		20		27		27			
	修得単位合計		90			11		12		19		24		24			

※ 特別学修専門として資格試験を単位として認めることがある。ただし、卒業要件単位には含まない。（詳細は別に定める）

メディア情報工学科

授業科目			単位数	区分	学 年 別 配 当										備 考
					1年		2年		3年		4年		5年		
					単位	期間	単位	期間	単位	期間	単位	期間	単位	期間	
必修	全学科共通専門科目	沖縄高専セミナー	2	講義・演習	2	通									
		創造演習	2	演習			2	通							
		産業創造セミナー	2	講義・演習					2	通					
		インターンシップ	3	実習							3	通			
		情報技術の基礎Ⅰ	2	講義	2	通									
		情報技術の基礎Ⅱ	2	講義			2	通							
		プログラミングⅠ	2	講義・演習	2	通									
		プログラミングⅡ	2	講義・演習			2	通							
	基礎科目群	離散数学	2	講義					2	通					
		応用数学	2	講義							2	半			学修単位
		情報理論	2	講義									2	半	学修単位
		メディア情報工学セミナー	2	講義	2	通									
		コンピュータアーキテクチャ	2	講義					2	通					
		情報システム	2	講義							2	半			学修単位
	メディア・コンテンツ群	メディアコンテンツⅠ	3	講義・演習	3	通									
		コンピュータグラフィックスⅠ	2	講義・演習			2	通							
		メディアコンテンツⅡ	2	講義					2	通					
		コンピュータグラフィックスⅡ	2	講義							2	半			学修単位
		メディアコンテンツⅢ	2	講義									2	半	学修単位
	ソフトウェア群	プログラミングⅢ	2	講義・演習					2	通					
		プログラミングⅣ	2	講義・演習							2	半			学修単位
		アルゴリズムとデータ構造	2	講義							2	半			学修単位
		データベース	2	講義							2	半			学修単位
		ソフトウェア工学	2	講義									2	半	学修単位
		オペレーティングシステム	2	講義									2	半	学修単位
		人工知能	2	講義									2	半	学修単位
	ネットワーク群	コンピュータネットワークⅠ	2	講義・演習			2	通							
		コンピュータネットワークⅡ	2	講義・演習					2	通					
		コンピュータネットワークⅢ	2	講義							2	半			学修単位
		情報セキュリティⅠ	2	講義							2	半			学修単位
		情報セキュリティⅡ	2	講義・演習									2	半	学修単位
	ウェアラード群	デジタル回路	2	講義							2	半			学修単位
		デジタルシステム設計	2	講義									2	半	学修単位
	共通群	メディア情報工学実験Ⅰ	2	実験			2	通							
		メディア情報工学実験Ⅱ	4	実験					4	通					
		メディア情報工学実験Ⅲ	4	実験							4	通			
		卒業研究	8	実験									8	通	
	修 得 単 位 計			86		11		12		16		25		22	
選択	基礎科目群	応用物理	2	講義						2	半			学修単位	
	Ⅰ群	メディアコンテンツ応用	2	講義								2	半	学修単位	
	Ⅱ群	組み込みソフトウェア	2	講義								2	半	学修単位	
	Ⅲ群	信号処理とメディア通信	2	講義								2	半	学修単位	
	共通群	創造研究＊	5	演習	1	通	1	通	1	通	1	通	1	通	＊各学年毎に単位取得可 (最大5単位)
	開 設 単 位 計		13		1		1		1		3		7		
	修 得 単 位 計		4		0		0		0		0		4		
開 設 単 位 合 計			99		12		13		17		28		29		
修 得 単 位 合 計			90		11		12		16		25		26		

※ 特別学修専門として資格試験を単位として認めることがある。ただし、卒業要件単位には含めない。(詳細は別に定める)

※ Ⅰ群：メディア・コンテンツ群、Ⅱ群：ソフトウェア群、Ⅲ群：ネットワーク群

生物資源工学科

授業科目				単位数	区分	学 年 別 配 当										備 考			
						1年		2年		3年		4年		5年					
						単位	期間	単位	期間	単位	期間	単位	期間	単位	期間				
必修	全学科共通専門科目	沖縄高専セミナー	2	講義	2	通													
		創造演習	2	演習			2	通											
		産業創造セミナー	2	演習					2	通									
		インターンシップ	3	実習							3	通							
		情報技術の基礎Ⅰ	2	講義	2	通													
		情報技術の基礎Ⅱ	2	講義			2	通											
		プログラミングⅠ	2	演習	2	通													
		プログラミングⅡ	2	演習			2	通											
	生物化学工学群	バイオテクノロジー基礎実験	4	実験	4	通													
		有機化学Ⅰ	2	講義			2	通											
		有機化学Ⅱ	2	講義					2	通									
		生化学	2	講義					2	通									
		生化学実験	2	実験					2	通									
		生理学	2	講義					2	通									
		バイオインフォマティクスⅠ	2	講義							2	半						学修単位	
		バイオインフォマティクスⅡ	2	講義									2	半				学修単位	
		分子生物学	2	講義									2	半				学修単位	
		遺伝子工学	2	講義							2	半						学修単位	
		遺伝子工学実験	2	実験							2	半						学修単位	
		生物工学	2	講義							2	半						学修単位	
		生物工学実験	2	実験							2	半						学修単位	
		細胞生物学	2	講義									2	半				学修単位	
	生物物理学	2	講義									2	半				学修単位		
	環境・微生物学群	微生物学基礎	2	講義			2	通											
		微生物学基礎実験	2	実験			2	通											
		微生物学	2	講義					2	通									
		環境生物学	2	講義					2	通									
環境生物学実験		2	実験					2	通										
環境生態学		2	講義							2	半						学修単位		
環境工学		2	講義									2	半				学修単位		
食品化学工学群	食品化学基礎	2	講義							2	半						学修単位		
	発酵学	2	演習							2	半						学修単位		
	産業化学	2	演習					2	通										
	香粧品科学	2	講義									2	半				学修単位		
	プロセス工学Ⅰ	2	講義									2	半				学修単位		
	プロセス工学Ⅱ	2	講義									2	半				学修単位		
共通群	物理・化学基礎実験	1	実験	1	半														
	物理化学基礎	2	講義					2	通										
	プレゼミナール	2	演習							2	半						学修単位		
	生物資源ゼミナール	2	実習									2	通				学修単位		
	卒業研究	8	実験									8	通						
修 得 単 位 計		90			11		12		20		21		26						
選択	共通群	創造研究	5	演習	1	通	1	通	1	通	1	通	1	通			*各学年毎に単位取得可 (最大5単位)		
	開 設 単 位 計		5		1		1		1		1		1						
	修 得 単 位 計		0		0		0		0		0		0						
開 設 単 位 合 計		95			12		13		21		22		27						
修 得 単 位 合 計		90			11		12		20		21		26						

※ 特別学修専門として資格試験を単位として認めることがある。ただし、卒業要件単位には含めない。(詳細は別に定める)

航空技術者プログラム

授 業 科 目			単位数	区分	学 年 別 配 当										備 考	
					1年		2年		3年		4年		5年			
					単位	期間	単位	期間	単位	期間	単位	期間	単位	期間		
プログラム必修	航空プログラム指定科目	航空基礎Ⅰ	2	講義・演習			2	通								航空技術者プログラム履修者に限る
		航空基礎Ⅱ	2	講義・演習					2	通						航空技術者プログラム履修者に限る
		航空機技術Ⅰ	2	講義・演習							2	通				航空技術者プログラム履修者に限る
		航空機技術Ⅱ	2	講義・演習									2	通		航空技術者プログラム履修者に限る
		航空実習	4	実習									4	通		航空技術者プログラム履修者に限る
	開 設 単 位 計		12		0		2		2		2		6			
	修 得 単 位 計		12		0		2		2		2		6			
開 設 単 位 合 計			12		0		2		2		2		6			
修 得 単 位 合 計			12		0		2		2		2		6			

観光・地域共生デザインコース

授業科目			単位数	区分	学年別配当										備考
					1年		2年		3年		4年		5年		
					単位	期間	単位	期間	単位	期間	単位	期間	単位	期間	
コース必修	実習・科目群・演習	都市と観光	1	講義	1	半									
		サステナブルツーリズム	1	実習					1	集中					集中講義
		地域共生デザイン演習	1	演習									1	半	
	ビジネス	観光DX	1	演習			1	半							
	開設単位計		4		1		1		1		0		1		
コース指定選択	実習演習	ドローン安全工学	1	演習							1	半			
	ビジネス科目群	経営学	2	講義							1	半			
		経済学	2	講義							1	半			
		DMO戦略	1	講義									1	半	
		情報・ICT科目群	ネットワーク概論B	2	講義			2	通						
	人工知能B		1	講義							1	半			機械、メディア、生物
	デジタル広報戦略		1	講義									1	半	
	ビッグデータ解析		1	講義									1	半	
	専門基礎	第2外国語	2	講義							1	半			
		実践国際理解	1	演習									1	半	
	開設単位計		14		0		2		0		5		4		
	修得単位計		6		0		0		0		2		2		
開設単位合計			18		1		3		1		5		5		
修得単位合計			10		1		1		1		2		3		

別表第3

卒業に必要な修得単位数（令和6年度入学以降）

	一般科目の 修得単位	専門科目の 修得単位	卒業に必要な 修得単位
各学科共通	77以上	90以上	167以上

卒業に必要な修得単位数（令和2年度入学以降）

	一般科目の 修得単位	専門科目の 修得単位	卒業に必要な 修得単位
各学科共通	79以上	89以上	168以上

卒業に必要な修得単位数（平成28年度～平成31年度入学）

	一般科目の 修得単位	専門科目の 修得単位	卒業に必要な 修得単位
各学科共通	80以上	89以上	169以上

卒業に必要な修得単位数（平成27年度入学）

	一般科目の 修得単位	専門科目の 修得単位	卒業に必要な 修得単位
各学科共通	79以上	89以上	168以上

卒業に必要な修得単位数（平成26年度入学）

	一般科目の 修得単位	専門科目の 修得単位	卒業に必要な 修得単位
各学科共通	82以上	89以上	171以上

卒業に必要な修得単位数（平成23年度～平成25年度入学）

	一般科目の 修得単位	専門科目の 修得単位	卒業に必要な 修得単位
各学科共通	81以上	89以上	170以上

卒業に必要な修得単位数（平成22年度入学以前）

	一般科目の 修得単位	専門科目の 修得単位	卒業に必要な 修得単位
各学科共通	80以上	87以上	167以上

別表第4

創造システム工学専攻

		必修・選択の別	科目名	単位数	区分	学年別配当単位数				備考	
						1年		2年			
						前期	後期	前期	後期		
全コース	科一般	必修	実用英語Ⅰ	2	講義	2					
			実用英語Ⅱ	2	講義		2				
	特別研究ⅠA		3	実験	3						
	特別研究Ⅱ		8	実験			8				
	専攻科実験		4	実験			4				
	創造システム工学実験		4	実験	4						
	修得単位計		23		11		12				
	一般科目	選択	日琉交流史	2	講義		2			※1年又は2年で修得可	
			地球科学特論	2	講義		2				
			琉球諸語入門	2	講義	2					
			English Business Communication	2	講義		2				
			スポーツ科学特論	2	講義			2		※学内で開催する教育技術講演会 ※1年又は2年で修得可	
			創造システム工学セミナー一般	2	講義	2		2			
	修得単位計			4		4					
	専門共通科目	選択	特別研究ⅠB	3	実験		3			2年次選択可 1か月:4単位 2か月:8単位 3か月:12単位	3単位以上修得すること
			長期インターンシップ	4～12	実習	4～12					
			物理学特論	2	講義		2				
			数学通論	2	講義	2					
			応用解析学	2	講義			2			
			応用物理特論	2	講義	2					
			物理化学	2	講義			2			
			バイオテクノロジー	2	講義		2				
			バイオマス利用工学	2	講義		2				
			品質・安全マネジメント特論	2	講義		2				
			経営工学	2	講義			2			
			デザインエンジニアリング概論	2	講義		2		2	※1年又は2年で修得可	
			グローバルインターンシップ	2	実習			2		1年次選択可	
			創造システム工学セミナー専門	2～8	講義	2～8				2単位:30時間 4単位:60時間 6単位:90時間 8単位:120時間以上 ※連携企業・提携校で実施する講義	
	修得単位計			15		15					
修得単位数計			42		42						
開設単位数計			80		80						
種別	コース	必修・選択の別	科目名	単位数	区分	学年別配当単位数				備考	
						1年		2年			
						前期	後期	前期	後期		
専門科目	機械システム工学コース	選択	材料学特論	2	講義	2					
			溶接・接合工学	2	講義			2			
			連続体力学	2	講義	2					
			材料強度学特論	2	講義			2			
			数値シミュレーションⅠ	2	講義		2				
			数値シミュレーションⅡ	2	講義			2			
			生産工学特論	2	講義		2				
			制御系構成論	2	講義		2				
			表面工学	2	講義				2		
			輸送現象論	2	講義	2					
			流体工学特論	2	講義	2					
	電子通信システム工学コース		熱機関工学	2	講義	2					
			ロボット工学	2	講義				2		
			技術管理概論	2	講義				2		
			シミュレーション工学	2	講義		2				
			数理計画法	2	講義		2				
			生体情報工学	2	講義			2			
			数値解析論	2	講義			2			
			信号処理特論	2	講義		2				
			アルゴリズム理論	2	講義				2		
			マイクロ波工学	2	講義	2					
			システムLSI設計工学	2	講義	2					
			光電子デバイス	2	講義	2					
			半導体物性工学	2	講義		2				
			弾性波工学	2	講義			2			
			電子機器工学	2	講義				2		
			知能システム特論	2	講義			2			
			LSIプロセス工学	2	講義	2					

		必修・選択の別	科 目 名	単位数	区分	学年別配当単位数				備 考
						1年		2年		
						前期	後期	前期	後期	
専 門 科 目	情報工学コース	選 択	情報数学	2	講義	2				
			メディアコンテンツ特論	2	講義		2			
			組込システム特論	2	講義	2				
			データ工学	2	講義		2			
			情報セキュリティ特論	2	講義			2		
			ソフトウェア開発特論	2	講義				2	
			計算機科学特論	2	講義	2				
			ロボティクス	2	講義			2		
			ヒューマンインタフェイス	2	講義			2		
			ネットワーク特論	2	講義		2			
	システム制御工学		2	講義	2					
	画像処理特論		2	講義		2				
	デジタルフォレンジック		2	講義				2		
	プログラミング特論		2	講義			2			
	資源生物機能形態学		2	講義	2					
	分子生物学Ⅱ		2	講義	2					
	植物工学		2	講義				2		
	無機化学		2	講義		2				
	代謝生化学		2	講義			2			
	応用微生物学		2	講義	2					
	酵素化学	2	講義	2						
	醸造学	2	講義		2					
	生物資源の機能性科学	2	講義			2				
	酸化ストレスの生命科学	2	講義		2					
	タンパク質資源利用学	2	講義			2				
	食品化学	2	講義		2					
	食品機能学	2	講義			2				
			他コースの選択科目						6単位まで認める	
		選 択	航空工学Ⅰ	2	講義	2				
	航空工学Ⅱ		2	講義	2					
	航空工学Ⅲ		2	講義			2			
	航空工学Ⅳ		2	講義				2		
修 得	単 位	計	20		20					
開 設	単 位	計	118		68		50			
修 得	単 位	計	62		62					
開 設	単 位	計	198		198					

※ 本校以外の教育施設で修得した単位を認めることがある

別表第5

創造システム工学専攻 九州大学工学部・九州沖縄9高専連携教育プログラム

		必修・選択の別	科目名	単位数	区分	学年別配当単位数				連携教育プログラム 認定科目	備考			
						1年		2年						
						前期	後期	前期	後期					
全コース	科一般 専科目共通	必修	実用英語Ⅰ	2	講義	2				○	③国際実践(グローバル)科目群			
			実用英語Ⅱ	2	講義		2			○	③国際実践(グローバル)科目群			
			特別研究ⅠA	3	実験	3				◎	九大共同設置科目(必修) ※創造システム工学実験と併せて認定			
			特別研究Ⅱ	8	実験			8						
			専攻科実験	4	実験			4						
			創造システム工学実験	4	実験	4				◎	九大共同設置科目(必修) ※特別研究ⅠAと併せて認定			
		修得単位計			23		11		12					
	一般科目	選択	日琉交流史	2	講義		2				○	※1年又は2年で修得可		
			地球科学特論	2	講義			2				○	※1年又は2年で修得可 ※本科で学んだ専門科目以外を学び専門性を広げる科目群	
			琉球諸語入門	2	講義	2							○	※1年又は2年で修得可
			English Business Communication	2	講義		2					○	※1年又は2年で修得可 ③国際実践(グローバル)科目群	
			スポーツ科学特論	2	講義			2					○	※1年又は2年で修得可
			創造システム工学セミナー一般	2	講義	2		2						※学内で開催する教育技術講演会 ※1年又は2年で修得可
		修得単位計			4		4							
	専門共通科目	選択	特別研究ⅠB	3	実験		3						2年次選択可 1か月:4単位 2か月:8単位 3か月:12単位 3単位以上修得すること	
			長期インターンシップ	4～12	実習		4～12							
			物理学特論	2	講義		2				○	②本科で学んだ専門科目以外を学び専門性を広げる科目群		
			数学通論	2	講義	2					○	②本科で学んだ専門科目以外を学び専門性を広げる科目群		
			応用解析学	2	講義			2						
			応用物理特論	2	講義	2								
			物理化学	2	講義			2						
			バイオテクノロジー	2	講義		2				○	②本科で学んだ専門科目以外を学び専門性を広げる科目群		
			バイオマス利用工学	2	講義		2				○	②本科で学んだ専門科目以外を学び専門性を広げる科目群		
			品質・安全マネジメント特論	2	講義		2				○	②本科で学んだ専門科目以外を学び専門性を広げる科目群		
			経営工学	2	講義			2						
			デザインエンジニアリング概論	2	講義		2		2					※1年又は2年で修得可
			グローバルインターンシップ	2	実習			2						1年次選択可
			創造システム工学セミナー専門	2～8	講義		2～8						2単位:30時間 4単位:60時間 6単位:90時間 8単位:120時間以上 ※連携企業・提携校で実施する講義	
		修得単位計			15		15							
修得単位計			42		42									
開設単位計			80		80									
種別	コース	必修・選択の別	科目名	単位数	区分	学年別配当単位数				連携教育プログラム 認定科目	備考			
						1年		2年						
						前期	後期	前期	後期					
専門科目	機械システム工学コース	選択	材料学特論	2	講義	2				○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群			
			溶接・接合工学	2	講義			2						
			連続体力学	2	講義	2					○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群		
			材料強度学特論	2	講義			2						
			数値シミュレーションⅠ	2	講義		2				○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群		
			数値シミュレーションⅡ	2	講義			2						
			生産工学特論	2	講義		2				○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群		
			制御系構成論	2	講義		2				○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群 九大設置科目「自動制御」		
			表面工学	2	講義				2					
			輸送現象論	2	講義	2					○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群		
			流体工学特論	2	講義	2					○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群 九大設置科目「流体力学Ⅱ」		
			熱機関工学	2	講義	2					○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群 九大設置科目「熱機関工学」「熱工学演習」		
			ロボット工学	2	講義				2					
			技術管理概論	2	講義				2					
	電子通信システム工学コース	選択	シミュレーション工学	2	講義		2			○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群			
			数理計画法	2	講義		2				◎	九大共同設置科目(必修)		
			生体情報工学	2	講義			2						
			数値解析論	2	講義			2						
			信号処理特論	2	講義		2				○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群		
			アルゴリズム理論	2	講義				2					
			マイクロ波工学	2	講義	2					○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群		
			システムLSI設計工学	2	講義	2					○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群		
			光電子デバイス	2	講義	2					○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群		
			半導体物性工学	2	講義		2				○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群		
			弾性波工学	2	講義			2						
			電子機器工学	2	講義				2					
			知能システム特論	2	講義			2						
			LSIプロセス工学	2	講義	2					○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群		

		必修・選択の別	科 目 名	単位数	区分	学年別配当単位数				連携教育 プログラム 認定科目	備 考
						1年		2年			
						前期	後期	前期	後期		
専 門 科 目	情報工学コース	選 択	情報数学	2	講義	2				○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群
			メディアコンテンツ特論	2	講義		2			○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群
			組込システム特論	2	講義	2				○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群
			データ工学	2	講義		2			◎	九大共同設置科目(必修)
			情報セキュリティ特論	2	講義			2			
			ソフトウェア開発特論	2	講義				2		
			計算機科学特論	2	講義	2				○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群
			ロボティクス	2	講義				2		
			ヒューマンインタフェイス	2	講義				2		
			ネットワーク特論	2	講義		2			○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群
	生物資源工学コース	選 択	システム制御工学	2	講義	2				○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群
			画像処理特論	2	講義		2			○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群
			デジタルフォレンジック	2	講義				2		①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群
			プログラミング特論	2	講義				2		
			資源生物機能形態学	2	講義	2				○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群
			分子生物学Ⅱ	2	講義	2				○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群
			植物工学	2	講義				2		
			無機化学	2	講義		2			○	九大設置科目「無機化学第三」
			代謝生化学	2	講義			2			
			応用微生物学	2	講義	2				○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群
		選 択	酵素化学	2	講義	2				○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群
			醸造学	2	講義		2			○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群
			生物資源の機能性科学	2	講義			2			
			酸化ストレスの生命科学	2	講義		2			○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群
			タンパク質資源利用学	2	講義			2			
			食品化学	2	講義		2			○	①本科で学んだ専門科目をさらに深化させる科目群
			食品機能学	2	講義			2			
			他コースの選択科目								6単位まで認める
			航空工学Ⅰ	2	講義	2					
			航空工学Ⅱ	2	講義	2					
	航空工学Ⅲ	2	講義			2					
	航空工学Ⅳ	2	講義				2				
修 得 単 位 計			20		20						
開 設 単 位 計			118		68		50				
九州大学での修得単位数計			30		30				30単位まで認める ※3		
修 得 単 位 計			62		62						
開 設 単 位 計			198		198						

※ 本校以外の教育施設で修得した単位を認めることがある

- ※1 合計62単位以上(本校設置科目24単位以上、共同設置科目8単位、九大設置科目30単位以上)を履修すること。
 ※2 「連携教育プログラム認定科目」は、コースによらず、◎は必修科目、○は選択科目を表す。
 ※3 「九州大学での修得単位 計」の単位は、一般科目、専門共通科目または専門科目のいずれかに含めるものとする。